三原市立学校体育施設開放事業　利用の流れ（R7.4～）

教育委員会（教育振興課）

①利用団体登録申請
（三原市電子申請システム）

②登録証
（PDFファイル）発行
※スマートフォン等に保存・表示して使用

③利用予約
（予約ができる日は予約申請日の7日後から90日後まで）

登　録　団　体

予約管理システム
（インターネット）

⑧照明使用料を納付
※利用日の前日までに必ず納付すること

指定金融機関
（市内銀行ほか）
※郵便局を除く

④【初回利用時】
団体は学校へ利用日の前日までにスマートロック暗証番号の発行又はキーボックス暗証番号の通知を依頼
※学校へ各手続を依頼する際は、登録証を提示すること

⑤【照明設備を利用する場合】
団体は学校へ利用日の前日までに照明使用料納入通知書の交付を依頼

⑥【初回利用時】
学校は団体へスマートロック暗証番号を発行（体育館スマートロック設置校）
学校は団体へキーボックス暗証番号を通知（体育館の一部・格技場・グラウンド照明操作盤）
学校は団体へスマートロック及びキーボックス設置場所・操作方法を通知

⑦【照明設備を使用する場合】
学校は団体へ照明使用料納入通知書を交付

⑨施設の利用（暗証番号により体育館・格技場・グラウンド照明操作盤を開錠）
※他団体の暗証番号は絶対に使用しないこと
※申請した利用時間を厳守すること
※利用後は点検のうえ確実に消灯・施錠すること

学校体育施設開放事業を実施している
市内小・中学校

≪開放日時について≫
1　平日は17時から21時まで
（屋内運動場は21時30分まで）
2　土・日・祝日・その他休校日は9時から21時まで
（屋内運動場は21時30分まで）
※利用時間内に準備・片付を行うこと